

通所介護利用契約書

・ _____（以下「利用者」といいます）と社会福祉法人
勝山幸寿会（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う、
通所介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明し、同意を得ます。

第4条（通所介護の提供場所・内容）

- 1 通所介護の提供場所はさつき苑デイサービスセンターです。所在地および設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。事業者は通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、通所介護の実施ごとに、サービスの内容等記録簿に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。

- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに事業者が指定する方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の当日午前8時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日当日午前8時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービス中止することができます。この場合の取り扱いについては【重要事項説明書】に記載したとおりです。

第8条（料金の変更）

- 1 利用者の要介護認定の区分に変更があった場合は、『重要事項説明書』に記載された額に変更することとします。
- 2 利用者の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

ます。

- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前3項、前4項の変更があった場合は、利用者又はその家族に対して変更内容を1ヶ月前までに文書で説明した上で、変更に同意する旨の文書に記名押印を受けるものとします。
- 6 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この規約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

第10条（個人情報の保護）

- 1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、契約者又は契約者の家族等の個人情報を利用することができるものとします。
- 4 上記の情報提供に関しては、本契約の締結をもって同意を得るものとします。

第12条（衛生管理）

- 1 事業者は、サービス提供に使用する機器備品類を清潔に保持し、適宜消毒を施し常に衛生管理に留意します。さらに、職員は感染症等に対する知識の習得に努めます。
- 2 事業者は、感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業者は、感染症対策委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。
 - ② 事業者は、感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備します。

- ③ 事業者は、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 前3号に定めるもののほか、事業者は、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとります。

第13条（事故発生の防止および発生時の対応）

- 1 事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。
 - ① 事故が発生した場合の対応および次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備します。
 - ② 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
 - ③ 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行います。
- 2 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録します。
- 4 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 5 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第15条（連携）

- 1 事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。

- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第16条（苦情対応）

- 1 事業者は、提供したサービスに関する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- 2 事業者、提供したサービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 3 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。
- 4 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 5 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。

第17条（人権の擁護および虐待防止のための措置）

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 虐待の防止に関する責任者の選定
 - ② 成年後見制度の利用支援
 - ③ 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- 2 職員は、事業所内および利用者の居宅その他の場所において、当事業所の職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者のこと。）その他の者により、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

第18条（身体拘束の廃止）

- 1 事業者は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2 事業者は、施設長や医師等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか十分検討します。
- 3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。
- 4 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、利用者やその家族にできる限り詳細に説明し、同意を得ます。
- 5 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

第19条（褥瘡対策等）

事業者は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

第20条（業務継続計画の策定）

事業者は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定し、災害時に利用者に対する介護保険サービスを可能な限り継続できるよう必要な措置を講じます。

第21条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証とするため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<住所> 福井県勝山市片瀬第15号22番地

<事業者名> 社会福祉法人 勝山幸寿会

<代表者名> 理事長 平 泉 泰 印

利用者

<住所>

<氏名> 印

(代理人・家族)

<住所>

<氏名> 印

(続柄)